

## (第4回) イギリスでアフリカ社会と法を学ぶ 「インフォーマル」の強み？ザンビアのパラリーガル制度化の帰結

2024年12月

One Asia Lawyers Group

原口 侑子（日本法）

(第3回)では、ザンビアで司法アクセス促進の担い手になっているパラリーガルを紹介した。もう一步進めて、パラリーガルは「インフォーマル・ワーク」の一種であるという法人類学の議論に絡めて紹介したい。

「インフォーマル」という言葉を和訳すると「非公式」。ネガティブに聞こえるが、「インフォーマルな仕事」はアフリカ各地では必ずしもネガティブな意味を持つわけではない。「インフォーマル経済」は経済の中心という文脈がある。中には、「サハラ以南のアフリカ人の多くは、日々の糧、幸福、人間関係のために、『12の職業を持つスキル』に依存している。'<sup>1</sup>」などという論文もある。

ザンビアその他コモンウェルス（英連邦）アフリカの国々では、パラリーガルの持つ「インフォーマルで創造的な村の仕事」という側面に着目しようとする動きがある。日本でいう「非正規雇用」のとらえ方とはだいぶ異なっている。

### ● パラリーガルの仕事

パラリーガルの仕事は法的支援だ。アフリカ各国に共通しているのは弁護士不足だが、「正規に認定された法律専門家」はここザンビアでも不足している。日本では法テラスや司法制度改革で「お上から」取り組んできた課題だが、ザンビアではこの司法過疎の課題に、2000年以前から市民社会としてパラリーガルたちが取り組んできた。ザンビアのパラリーガル機関は20年以上、法律扶助サービスを提供する東・南部アフリカ各地のNGOで構成されるパラリーガル・アライアンス・ネットワークに参加していて草の根活動をつづけてきた。

こうした民間主導のパラリーガルの取り組みが国家資格制度として法制化されたのは2018年のことだ。法律扶助委員会が中心となり、国際機関やドイツの開発援助機関などが援助して制度化が進んだ。

パラリーガルの仕事は今、専門的な訓練の程度に応じて3つのカテゴリーに分類され、その役割は幅広い。前稿で紹介したように、「地域社会における法教育から、個別案件における法的情報提供、助言、調停に至るまで」の「法律扶助サービス」と規定されている<sup>2</sup>。

### ● インフォーマルであることと創造的であること - 地域主導

パラリーガルの仕事がいわゆる「賃金労働」ではなく、草の根のプロジェクトとして始まっ

---

<sup>1</sup> Ferguson 2015; Simon 2021, cited in Cassimen et al, 2022

<sup>2</sup> ザンビア法律扶助委員会資料 RATIONAL (2.0)

たことを考えると、国家が承認した仕事になった今でもその定義が曖昧であるのうなずける。

インフォーマルな仕事にはローカル地域の知恵やネットワークを生かした「創造性」がともなうことが多い。アフリカの coworking スペースについて書いた論文では、「独立した仕事に関連する非正規性、不確実性、リスクに対処し、それを克服する可能性のある集団の自助と自己組織化の実践として」<sup>3</sup> coworking が出現してきたともいわれている。

「もちろん正規化されるとありがたいけど」、コミュニティで働くパラリーガルの一人は言った。「非正規でも続けるよ。単なる資格だし薄給だけど、就職活動には有利だからね」彼は、「資格ができた後も仕事は以前と同じで、被害者に付き添って警察や裁判所に行ったり、書類作成を手伝ったり、弁護士を支援したりしている」という。彼らは自分たちの職務が「お上」から与えられたものでなく「地域社会に近い」ものであることを誇りに思っているようにも見えた。

パラリーガルとして国家資格を取得したからといって、法律事務所や NGO、司法部門や自治体での賃金労働が保証されるわけではない。しかし、彼らの中でもコミュニティに最も近いところにいるレベル3のパラリーガルは、村や「Chiefdom」（首長によって統治されている地域）で、首長とその地域の判事の仲介役として、より活発に活動している。

パラリーガルたちがコミュニティで活躍しているのはなぜだろう。ひとつには、国家が中央集権的でないことから、「市民社会が国家に取って代わる」または「国家の役割を弱体化させる」という現象が起こっている可能性が挙げられる<sup>4</sup>。イギリスでは司法部門が法律業務を民間にアウトソースしているのと対照的である<sup>5</sup>。

もうひとつの理由は、ザンビアに国家制度と首長（チーフ）制という二重の政治・司法制度があるためだ。ザンビアでは首長制が憲法上も規定されていて、村社会の小さな紛争は、裁判によらずに首長によって調停される。こうしたフォーマルな司法制度（裁判）とインフォーマルな司法制度（首長）の組み合わせが、法律専門家と彼らを支援する人々との付き合い方にも影響を与えている。

- パラリーガルの制度化の結果

「でも、副次的な効果として、国の研修制度による研修を受けなかったかつての同僚がパラリーガルを名乗れなくなっている」、また別のパラリーガルが話してくれた。

インフォーマルな制度が「統制の実践<sup>6</sup>」に吸収され、システムとして機能し始める第一歩は、「国家資格」を形式化することでより厳しい統制がかかり始めることだ。日本の資格を見る

---

<sup>3</sup> Merkel, Janet. 2019. 'Freelance Isn't Free': Coworking as a Critical Urban Practice to Cope with Informality in Creative Labour Markets. *Urban Studies* 56 (3).

<sup>4</sup> Nega, Berhanu and Schneider, Geoffrey. 2014. NGOs, the State, and Development in Africa, *Review of Social Economy*, 72:4, 485-503.

<sup>5</sup> Forbess, Alice and James, Deborah. 2018. Chapter 4, Acts of Assistance: Navigating the Interstices of the British State with the Help of Non-profit Legal Advisers. *Stategraphy: Toward a Relational Anthropology of the State*. Berghahn Books.

<sup>6</sup> Dubois, Vincent. 2018. Chapter 2, The State, Legal Rigor, and the Poor: The Daily Practice of Welfare Control. *Stategraphy: Toward a Relational Anthropology of the State*. Berghahn Books.

とよく分かる。

パラリーガルが国家資格になったことの帰結はそれだけではない。パラリーガルたちの活動や数、その「影響」が公になって可視化され始めた。一般論として「インフォーマルな仕事」<sup>7</sup>は、「正式に登録されていない」貢献や、「正式な機関との関係が希薄／弱い」<sup>8</sup>ため、過小評価されていると言われることがあるが、今では少なくとも正式に、法律扶助局の統計上で認められている。

草の根から「お上」へ働く逆方向の影響もある。パラリーガルの仕事は「国家権力」に影響を与えていて、法務省の公務員は現在、アフリカ全土に出張に行つてパラリーガル認定制度について講演を行うようになった。

パラリーガルの仕事は今や「偉く」なったのだ。

「インフォーマルな仕事」は多様である。国家によってインフォーマルな立場に置かれることもあれば、国家が機能していないためにインフォーマルな立場から仕事が始まることもある。ザンビアのパラリーガルは後者のケースだったが、今やどこまでパラリーガルを「インフォーマル」ととらえるのが良いかは判断が難しい。

少し北上して東アフリカに目を向けるとウガンダでは司法部門から「弁護士だって就職難なんだからパラリーガルに仕事はないわよ」なんていう話も聞いた。パラリーガル協会は国のバックアップがないから資金不足で活動が制限されているらしい。こちらの国ではまだパラリーガルの「インフォーマル」性は継続しそうだ。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いいたします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<sup>7</sup> Hart, Keith. 1973. Informal Income Opportunities and Urban Employment in Ghana. The Journal of Modern African Studies 11 (1).

<sup>8</sup> Cassiman et al, 2022. Precarity in Africa. RAI, August 2022, vol 38 (4)



<著者>



原口 侑子

**One Asia Lawyers Group／弁護士法人 One Asia**

**日本法弁護士**

2008年弁護士登録後、森・濱田松本法律事務所に入所し、一般企業法務、クロスボーダーM&A案件等の案件に従事。その後、一般企業法務に加えて日系企業の海外進出支援などの国際取引案件を取り扱ってきた他、JICA受託案件等を中心として、南アジア・東南アジア地域での司法・行政・保健制度調査業務や、アフリカ地域での司法制度調査・雇用調査、ジェンダー・保健案件への従事等、多岐にわたる開発援助業務を行ってきた。また、監査役や医療法人の理事・社員といった経験に加え、アジア・アフリカ等世界30カ国での裁判所を訪問・研究の記録をまとめた書籍を出版する等、幅広い国際的な業務経験を持つ。

現在は、イギリスのロンドン大学東洋アフリカ院 (University of London, School of Oriental and African Studies (SOAS)) (<https://www.soas.ac.uk/>) (社会人類学修士課程) に在籍中であり、主にアフリカ法と開発、法と人類学などを研究しながら、アジア・アフリカ・ヨーロッパの最先端の情報の発信を行っている。